



賃金の引き上げは、 業務改善助成金を活用して計画的に行うのが**おすすめ**です！

毎年10月に徳島県最低賃金が改正されます。

物価高騰などの状況から、今年も引き上げが予想され、事業場には従業員に支払う賃金を引き上げるなどの対応が求められることとなります。

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資などを行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

設備投資（増設、買い替えなど）と賃金引き上げを併せて有利に行うことが可能となる、業務改善助成金の活用を是非ご検討ください。

賃金の引き上げに併せて
設備を購入（100万円）し、
業務改善助成金を利用して80万円受給

賃金の引き上げを行い、
設備を購入（100万円）

助成金を利用すると、設備投資にかかった費用の一部が助成金として支給されるので、負担が軽減されます。



助成金を利用しない場合、設備投資にかかった費用が全額負担となります。

厚生労働省参考ウェブサイト

業務改善助成金

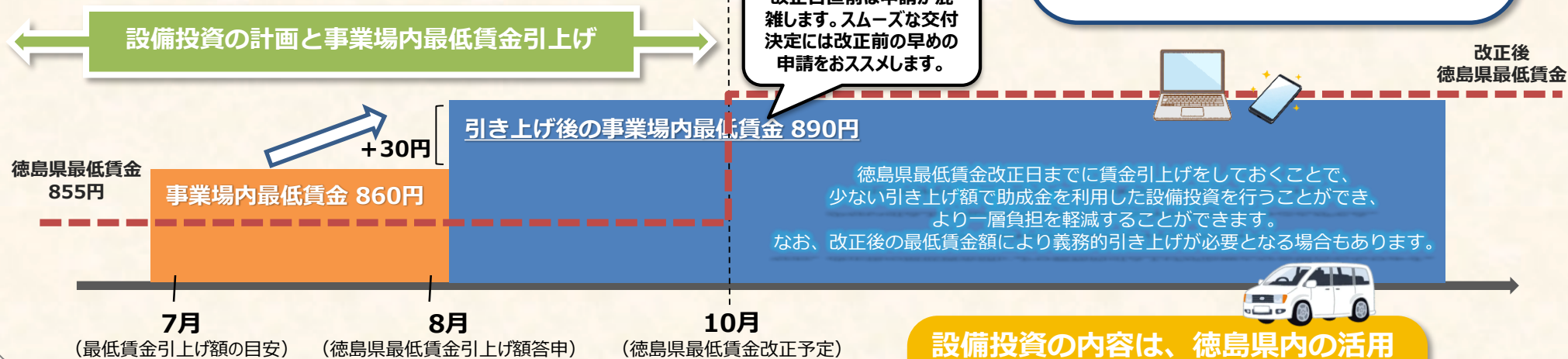
検索

最低賃金特設サイト

検索

賃金引き上げ時期によって負担が違います！

徳島県最低賃金の改正前に賃金を引き上げ申請するケース



設備投資の内容は、徳島県内の活用事例をご覧ください！

徳島県版活用事例集

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/content/contents/001151182.pdf>



徳島県最低賃金の改正後に賃金を引き上げ申請するケース

